

那覇広域都市計画の変更の案に係る
原案の縦覧について(お知らせ)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号の地区計画の案を作成したいので、西原町地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり当該地区計画の原案を縦覧します。

令和2年 5月11日
西原町長 上間 明

1. 都市計画の種類及び名称

○那覇広域都市計画地区計画(嘉手苳地区)

2. 都市計画を変更する土地の位置及び区域

○西原町字嘉手苳及び字小橋川の一部

3. 原案の縦覧期間及び時間

○期間 令和2年 5月11日(月)～令和2年 5月25日(月)
(ただし、土・日曜日を除く)

○時間 午前9時～午後3時
(ただし、正午から午後1時までを除く)

4. 公述人の要件

公聴会において意見を述べようとする者は、那覇広域都市計画区域(嘉手苳地区)に住所又は区域内の土地の所有者、利害関係を有する者

5. 意見書の提出について

意見を述べようとする者は、令和2年6月1日(月)午後3時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、電話番号を記載した意見書を町長に提出すること。

6. 縦覧及び意見書提出の場所

○西原町役場 2F 建設部都市整備課

7. 公聴会日時

令和 2年 6月12日(金) 午後7時開始

※ 意見書の提出がない場合は、公聴会を開催しない。

8. 場所

西原町 町民交流センター 保健センター (中ホール)
(西原町字与那城140番地の1)

9. 原案の縦覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

○西原町建設部都市整備課 担当 小波津、石嶺
TEL(098)945-4496